

一般社団法人未来経営倍増ネットワーク会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人未来経営倍増ネットワーク（略称「F-Mak」、以下「当法人」という。）の定款第6条に基づき、当法人の会員制度に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 (会員)

第2条 (会員の種類)

当法人の会員は、次の3種類に区分し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) パートナー会員

第3条 (入会資格及び手続き)

1. 当法人の会員として入会を希望する者は、当法人の事業目的に賛同し、本規約を確認・同意のうえ、所定の方法により申し込むものとする。
2. 正会員として入会を希望する場合は、理事の推薦及び理事会の承認を得なければならない。
3. 準会員及びパートナー会員として入会を希望する場合は、理事会の承認を得るものとする。
4. 理事会は、前項の申し込みについて、入会の承認または不承認を決定し、その結果を申込者に通知する。承認の通知日をもって会員の登録が完了するものとし、不承認の場合は、その理由は原則として開示しない。

第4条 (入会の不承認等)

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しないことがある。

- (1) 本規約に違反する恐れがあると当法人が判断した場合
- (2) 入会申込時の申告事項に虚偽の記載があった場合
- (3) 過去に当法人から資格を取り消されたことがある場合
- (4) 反社会的勢力（第15条に規定）に該当する恐れがある場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を不相当と判断した場合

第3章 権利と義務

第5条 (会員の権利及び義務)

1. 会員は、当法人の目的及び活動趣旨に賛同し、本規約を遵守することを前提として、下表に定める権利を有する。ただし、その権利は会員種別に応じて異なる。

権利の種類	正会員	準会員	パートナー会員
(1) 当法人が実施する業務に応募する権利	○	×	○
(2) 当法人が実施する研鑽（勉強会・研修会等）の機会に応募する権利	○	△ (第6項に定める)	○
(3) 当法人の広報活動に共同参加する権利	○	○	○
(4) 当法人の名称・ロゴマーク等の使用の権利	○	△ (原則不可・申請制 第7項に定める)	×
(5) 当法人の活動に関連して提供される情報を利用する権利（第10項に定める）	○	×	○

- 当法人は、前項（1）、（2）の活動を実施する場合、会員に対して参加者を募集するものとし、会員はこれに応募することができる。
- 当法人は、応募受付後、応募者の資格・申込内容を確認し、選定結果を通知のうえ、必要に応じて参加手続きを案内する。選定方法及び基準は別途定める場合がある。
- 会員は、本規約及び当法人の運営方針を遵守し、当法人の名誉や信用を毀損する行為を行ってはならない。
- 会員は、当法人からのアンケートやイベント告知等の依頼事項について、適切に対応する。
- 研鑽の機会（勉強会・研修会等）への応募の権利については、次の通りとする。

研鑽の種類	正会員	準会員	パートナー会員
(1) 新人会標準 MAS 委員会	○	○	×
(2) 経理 DX 委員会	○	○	×
(3) 高付加価値商品開発委員会	○	×	×
(4) 会員間の交流	○	○	○

- 準会員は、第1項（4）に定める当法人の名称およびロゴマーク等の使用について、原則として使用を認められない。ただし、使用を希望する場合は、事前に申請し、当法人の承認を得た場合に限り、その承認の範囲内において使用することができる。
- パートナー会員は、当法人からの依頼に応じて、当法人の活動等に従事することができる。業務を行う場合は、事前に合意した条件に従い、適切に履行しなければならない。
- 正会員、準会員及びパートナー会員は、当法人の会員資格を他に譲渡してはならない。
- 第1項（5）に定める「当法人の活動に関連して提供される情報」に関する取扱いは、以下のとおりとする。
 - 本項における「情報」とは、当法人が正会員に対して提供する、共同開発ツール、業務支援ツール、各種資料のほか、当法人の活動において顧客から提供される業務資料を含むものであり、当法人の事業推進及び会員間の相互支援を目的として提供されるものである。
 - 顧客から提供される情報については、第14条に基づき、適切に管理しなければならない。
 - 当法人が提供する各種ツールや資料は、正会員の活動の品質向上及び実務支援を目的と

しており、正会員はその趣旨を理解したうえで、適切に活用しなければならない。目的外の使用や、当法人の信用・名誉を毀損するような利用は認められない。

(4) 当法人は、上記の情報の取扱いに関する方針やルールを別途ガイドラインとして定めることができ、会員はこれに従うものとする。

(5) 当法人は、情報の適正な管理・利用を目的として、必要に応じて提供範囲の制限、アクセス権の制限、または利用停止等の措置を講じることがある。

第6条（変更の届出）

1. 会員は、その名称、所在地、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当法人に所定の変更手続きを行うものとする。
2. 当法人は、会員が前項の変更手続きを怠ったことにより生じた不利益について、一切の責任を負わない。

第4章（会費）

第7条（会費及び基金）

1. 正会員は、定款及び基金規程に従い、入会時に基金を納入する。
2. 正会員及び準会員は、定款及び会費規程に従い、所定の会費を納入する。

第8条（特別会費）

1. 当法人は、業務上特別な支出が生じる場合、正会員及び準会員から特別会費を徴収することができる。
2. 実費精算を必要とする業務を実施する場合、原則として、当該業務に参加した会員事業所の数に応じて費用を按分する。ただし、別の方法による精算が適切であると判断される場合には、理事会の決議により精算方法を変更することができる。
3. 当法人は、前項に定める業務への参加を募集する際、その内容、予算及び精算方法について、事前に会員へ通知する。
4. 会員が、当該業務のキャンセル期限後に正当な理由（病気・災害・不可抗力等）なく参加を辞退した場合は、当法人は当該会員を参加したものとみなし、費用の負担を求めるものとする。
5. 特別会費の額は、当法人の事務局が作成する精算表に基づき、理事会の決議を経て決定される。請求書はその内容に基づいて発行され、会員は、請求書発行日の翌月末日までに納入しなければならない。納入方法は、会費規程の定めに従うものとする。

第9条（有効期間及び更新）

1. 会員資格の有効期間は、入会承認の日から1年間とする。
2. 有効期間満了の1ヶ月前までに第10条に規定する退会の申し出がない限り、会員資格は同一条件で自動更新される。

第5章 退会及び除名

第10条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合、1 ヶ月以上前に当法人へ予告し、当法人所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
2. 退会日は、会員から当法人に対して退会の申し出があり、理事会が承認した日とする。退会後の会費及び基金の取り扱いについては、それぞれ会費規程及び基金規程に基づく。

第11条（資格喪失及び除名）

1. 会員は、以下のいずれかに該当した場合には、会員資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき（法人の場合は解散したとき）
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 総社員の同意があったとき
2. 会員が以下のいずれかに該当すると当法人が判断した場合、当法人は会員を除名することができる。
 - (1) 会費の支払いを3か月以上滞納した場合
 - (2) 当法人の名誉や信用を著しく毀損した場合
 - (3) その他、会員として不相当と判断される行為があった場合
3. 除名された場合、会員は既に支払済みの会費等の返還を求めることができない。

第6章 秘密保持及び個人情報

第12条（秘密保持）

1. 会員は、当法人の活動等を通じて知り得た秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 本条の義務は、会員が退会、除名または資格喪失した後も継続する。

第13条（個人情報の取り扱い）

会員は、当法人に対して提供した会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的及び当法人の定めるプライバシーポリシーに記載の範囲内で利用することに同意する。

- (1) 会員に提供する各種業務や、当法人の活動に関する情報の通知
 - (2) 会員情報を、会員の事前承諾のもとで当法人のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
 - (3) 当法人の運営上、他の会員に通知が必要な場合
 - (4) 個人情報に関する法令及びその他の規範に基づく情報開示等
2. 会員は、当法人のプライバシーポリシーに従って、会員の個人情報を適切に管理・利用されることを理解し、同意します。

第14条（顧客情報の保護）

1. 「顧客情報」とは、顧客に関するすべての個人情報、連絡先情報、取引情報、その他の機密情報を指すものとする。
2. 会員は、業務上知り得た顧客情報を第三者に漏洩、不正利用してはならない。顧客情報は、会員及び当法人の業務遂行に必要な範囲内でのみ使用するものとする。
3. 顧客情報は、適切な方法で保管し、紛失、盗難、改ざん、漏洩を防止するための措置を講じ

なければならない。

4. 会員が本契約に違反した場合、契約解除および損害賠償請求の対象となることがある。
5. 前項までの内容は、必要に応じて変更されることがある。変更を行う場合は、会員規約に定める。

第7章 免責及び損害賠償

第15条（免責及び損害賠償）

1. 会員は、自らの責めに起因する事由により当法人に損害を与えたときは、すみやかにその損害を賠償しなければならない。
2. 会員が、当法人の提供する情報を利用することにより生じた損害について、当法人は一切の責任を負わない。
3. 会員間または会員と第三者との間で紛争が発生した場合、当法人は一切責任を負わない。
4. 本規約に違反した会員に対し、当法人はサービスの利用停止・会員資格の取消し等の措置を取ることができるが、それにより生じた損害について責任を負わない。
5. 当法人は、天災、事変、社会的動乱、パンデミック、法令変更、通信回線障害等の不可抗力により、当法人の業務が遅延または停止した場合、その責任を一切負わない。

第8章 反社会的勢力への対応

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、以下の事項を確約する。
 - (1) 反社会的勢力に属さないこと
 - (2) 反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 反社会的勢力に資金提供等の関与をしないこと
2. 前項に反する場合、当法人は催告なく会員資格を除名することができる。
3. 会員資格の除名により発生した損害について、当法人は一切の賠償責任を負わない。
4. 当法人は、会員が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合、何らの催告をすることなく、会員資格を除名することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
5. 会員は、反社会的勢力の構成員でないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していない法人等であることを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

第9章 雑則

第17条（合意管轄）

会員は、本規約に関して紛争が生じた場合、当法人の本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁

判所とすることに合意する。

第18条（本規約の変更）

1. 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定める。
2. 本規約は、理事会の決議を経て変更することができる。変更後の規約は、当法人のウェブサイトに掲載することで会員に通知し、その時点から効力を発するものとする。

附則

本規約は、2024年（令和6年）11月11日より施行する。

（改定履歴）

第1版 2024年11月11日制定